

令和7年度

医療福祉拠点整備事業用地の貸付
にかかる一般競争入札の実施案内書

入札に参加される方は、
この案内書を必ずお読みください。

滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉連携室

はじめに

- ・ 滋賀県では、このたび、次の県有地を貸し駐車場用地として一般競争入札により貸付けます。
- ・ この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
入札に参加を希望される方は、この「案内書」をよくお読みになった上で、お申し込みください。
- ・ 一般競争入札による県有地の貸付とは、複数の申込者が価格を競い合い、本県があらかじめ定めた予定価格(最低貸付価格)以上で最も高い価格をつけた方に貸付を行う方法です。

■貸付物件

所在地:大津市京町三丁目 226-1の一部、大津市京町三丁目 226-2、大津市梅林一丁目 207-1

地目:宅地

面積:1,953 m²

貸付期間:令和7年(2025 年)9月 1 日～令和8年(2026 年)8月 31 日

※医療福祉拠点整備事業の進捗状況等により、本県が貸付期間満了後も継続して貸し駐車場としての貸付けを行う場合は、駐車場運営事業者が貸付期間満了の 60 日前までに申請を行えば、1年以内の期間を定め契約を更新できるものとする。

※滋賀県で開催される第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会(わたSHIGA輝く国スポ・障スポ)に伴い、以下の日程において県が貸付対象地を駐車場として全面使用する。この期間においては、本件の契約者は無償で県に貸付対象地を使用させることとし、承知のうえで入札に参加すること。

◎日時(いずれも終日) 令和7年 10 月 23 日(木)、24 日(金)、27 日(月)、28 日(火)

予定価格(最低貸付価格):8,388,500 円

■貸付の条件

1. 用途

貸し駐車場(平面利用に限る)。ただし、本県が特に承認した場合を除く。

2. 駐車場整備

- ・ 駐車場利用者が駐車場敷地外に進入しないようにするため、フェンス等により駐車場部分を明確に区画すること。
- ・ 敷地内は駐車場運営に必要なアスファルト舗装や照明の設置をすること。
- ・ 敷地内の雨水について、既設の側溝および排水枡に流れ込むようにするなど適切に処理できるよう整備すること。
- ・ 案内看板等により適切に駐車場利用者を誘導すること。
- ・ だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例および同施行規則の規定に基づき、車いす使用者

駐車施設を整備すること。

- ・ 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度要綱の規定に基づく「思いやり駐車区画」の設置に努めること。

3.原状回復

- ・ 貸付期間が満了して引き続き貸付けをしないときまたは、貸付契約を解除したときは、事業者は貸付物件を原状に回復して本県の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、原状回復の程度について県から指示があった場合は、その指示のあった程度までの回復とすることができる。
- ・ 事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本県がこれを行ってその費用を事業者に請求することができる。この場合、事業者は何等の異議を申し立てることができない。

4.その他

- ・ 貸付物件の整備工事等を行う際には、事前に付近の住民等に周知すること。また、付近の住民等から当該駐車場について問合せがあった場合、十分な説明を行い理解を得ること。
- ・ この案内書に定めるもののほか、当該物件の使用に際し不明な点が生じた場合は、事前に本県と協議すること。

■県有地貸付の流れ

1 質問受付	令和7年7月 25 日(金) 17 時 15 分まで	…P4
2 入札参加の申込み	令和7年7月 30 日(水) 17 時 15 分まで	…P4
3 入札(入札書提出期限) 開札	令和7年 8 月 8 日(金) 17 時 15 分まで 令和7年 8 月 18 日(月) 10 時	…P5
4 契約の締結	入札実施日から7日以内	…P9
5 貸付料の納入	県が指定する期日まで	…P9

1 質問受付

入札または入札物件について質問がある場合は、下記により滋賀県健康医療福祉部医療福祉連携室まで提出してください。なお、質問への回答については、質問者名を伏せたうえで、7月29日(火)までに県のホームページに順次掲載します。

1. 期 間 令和7年7月25日(金) 17時15分まで

2. 提出方法 様式第4号に質問を簡潔に記載のうえ電子メールまたは郵送により提出(郵送の場合は書留等(一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれか)で提出してください)

2 入札参加の申込み

入札に参加を希望する場合は、あらかじめ申込みが必要となります。申込みの受付の日時および場所、申込の方法などについては下記のとおりです。

1. 期 間 令和7年7月30日(水) 17時15分必着

※土曜日、日曜日及び休日等を除く。

2. 申込に必要な書類

<必須>

(ア) 申込書兼参加証(様式第1号)

(イ) 誓約書(様式第2号)

<法人の場合必須>

(ウ) 法人登記事項証明書(現在事項全部証明書)

(エ) 役員一覧(様式第3号)

<該当がある場合のみ>

(オ) 国・地方公共団体等と駐車場の運営または用地借受けに関する契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を証する書類(契約書等)。

3. 申込方法

必要事項をもれなく記入し、必要な書類を添付のうえ、申込期間内に滋賀県健康医療福祉部医療福祉連携室まで郵送または持参により提出してください(郵送の場合は書留等(一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれか)で提出してください)。

4. 入札参加資格

入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる〔参加できる方の要件〕をすべて満たす方であれば、どなたでも参加していただけます。

〔参加できる方の要件〕

(ア)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(イ)施行令第 167 条の4第2項各号に該当することとなったときから2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。

(ウ)滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)第 195 条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(エ)次のいずれかに該当する者でないこと。

①暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「防止法」という。)第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。以下同じ。)でなくなった日から5年を経過していない者。

②入札に付する県有地を暴力団(防止法第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。以下同じ。)の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者。

③自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的で暴力団員または暴力団を利用している者。

5. 入札参加資格の確認

入札参加資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認める者は、この入札に参加することができません。入札参加資格の確認結果は、令和7年 8 月5日(火)までに通知します。

3 入札

※今回の入札は、入札書提出期限までに、入札書(様式第5号)を入札書提出場所へ郵送または持参により提出する方法により行います。

○ 入札書提出期限:令和7年8月8日(金) 17 時15分必着

○ 入札書提出場所:滋賀県健康医療福祉部医療福祉連携室
(滋賀県庁新館3階 健康福祉政策課内)

※入札に先立って、入札保証金(入札書記載金額の5%以上)を納付していただく必要があります(下記「入札保証金の納付」を参照してください)。

※入札書は、1物件につき1入札者1枚です。複数回または複数枚の提出があった場合は、そのすべてが無効となりますのでご注意ください。

※入札書は封筒に封入し、表に「令和7年度 医療福祉拠点整備事業用地の貸付にかかる一般競争入札 に係る入札書在中」と記載したうえで、郵送による場合は、下記の添付書類とともに書留等(一般

書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれか)で提出場所へ送付してください。この際、入札に関する書類であることがわかるよう、表に「入札書在中」等の記載をお願いします。

持参する場合は、上記と同様、添付書類とともに提出場所に持参して提出してください。この際、入札参加証および身分証明書の提示をお願いします。

※入札書には必要事項を忘れずに記入してください。特に入札者(または代理人)の押印もれ、印鑑違いに注意し、提出前に再度確認してください。

※一度提出された入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え、撤回はできません。

※入札書には、次の書類の添付が必要です。

- ・入札者本人の印鑑証明書(発行から3ヶ月以内のもの)
- ・代理人による入札の場合は、委任状(様式第6号)
- ・入札保証金の領収書の写し(入札保証金の納付が免除される場合は不要。下記「入札保証金の納付」を参照してください。)

◎入札保証金の納付

- ・入札に参加される方は、入札書の提出までに入札保証金を納付していただく必要があります。
- ・入札保証金は、入札参加申込み締切後、県において資格審査を行い、入札参加を受け付けた方に対して入札参加証とともに納付書を送付しますので、入札書提出期限までに金融機関にて納付してください。
- ・入札保証金は、入札者が見積もる価格の100分の5(1円未満の端数を生じたときは、その端数を切上げた額)以上の額を納付してください。

〔例〕			
(入札しようとする金額)		(入札保証金の額)	
10,000,000円×	$\frac{5}{100}$	=	500,000円以上
30,000,000円×	$\frac{5}{100}$	=	1,500,000円以上

- ・入札保証金は、落札者以外の方には、開札終了後にお送りする還付請求書が提出され次第、滋賀県財務規則に基づき速やかに還付手続きを行います。請求書の提出から還付まで2～3週間かかりますのでご承知おきください。
落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金には利息を付しません。

- ・ 落札者が貸付物件の貸付契約を締結しないとき(落札後、令和7年度医療福祉拠点整備事業用地の貸付にかかる一般競争入札の実施案内書記載の要件を満たさない者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。
- ・ 過去3年間に国・地方公共団体等と駐車場の運営または用地借受けに関する契約を2回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき、または、このほかに確実に契約が締結されるもので入札執行者が適当と認めるときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除します。入札保証金の要否は、令和7年8月5日(火)までに通知します。

◎開札

- ・ 開札は、令和7年8月18日(月)10時に滋賀県庁本館 1-D会議室において、入札に関係のない職員の立ち会いのもとで行います。
- ・ 開札日時には、入札参加者の立ち合いは必要ではありません。立ち合いを希望される場合は、事前にご連絡いただくとともに、当日は入札参加証と身分証明書をご持参のうえ、1入札者当たり2名までをお願いします。

◎入札に当たっての注意事項

- ・ 入札書は、入札者の住所・氏名(代理人の方が入札される場合は、代理人の住所・氏名)を記入のうえ、本人(申込者)が入札する場合は本人の印鑑(実印)を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状に押印した「代理人使用印」に限る。)を必ず押印してください。
法人の場合で、法人の代表者本人が入札される場合は、法人印及び法人の代表者印をそれぞれ押印するか法人名の入った代表者印を押印するようにしてください。
- ・ 入札書への金額記入には、アラビア数字(0, 1, 2, 3…)の字体を使用し、**最初の数字の前に「¥」を記入**してください。
- ・ **入札額は、貸付期間(1年間)の貸付料を記入**してください。
- ・ 提出された入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、または撤回をすることはできません。
- ・ **次のいずれかに該当する入札は無効とします。**
① 入札に参加する資格がない者の入札、または委任状を提出していない代理人の入札

- ② 提出期限までに提出されなかったまたは到達しなかった入札
- ③ 所定の入札書(様式第5号)によらない入札
- ④ 入札保証金を納付していない(納付の確認ができない場合を含む)入札(入札保証金を免除とした場合を除く)
- ⑤ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札(入札保証金を免除とした場合を除く)
- ⑥ 入札者の記名押印がない入札
- ⑦ 委任状に押印した代理人の使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- ⑧ 入札金額、入札者の氏名、物件番号、その他主要部分が識別し難い入札
- ⑨ 入札金額を訂正した入札
- ⑩ 事前に公表した予定価格(最低貸付価格)を下回る価格の入札
- ⑪ 入札者または代理人が1人で2枚以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした場合のその全部の入札
- ⑫ 同一の物件に対し、同一者が2回以上入札書を提出した場合、その全部の入札
- ⑬ 添付書類が不足しているまたは添付書類に不備がある入札
- ⑭ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- ⑮ 令和7年度医療福祉拠点整備事業用地の貸付にかかる一般競争入札の実施案内書に違反した入札

◎落札者の決定

- ・ 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、**事前に公表している予定価格(最低貸付価格)以上で、かつ、最高の価格**をもって入札した者を落札者とします。
 - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、下記の日時、場所においてくじ引きにより落札者を決定します。この場合、入札者は**くじ引きを辞退することはできません**。
 なお、当該入札者からの意思表示があった場合またはくじ引きの日時にくじ引きの場所に現れなかった場合は、入札に関係のない職員が当該入札者に代わってくじを引きます。

くじ引きの日:令和7年8月19日(火)

くじ引きの時刻:10 時

くじ引きの場所:滋賀県庁本館 1-D会議室

- ・ 貸付金額は、入札書の「入札金額」欄に記載された金額をもって行います。
- ・ 開札の結果、落札者があるときは、落札者に対しては落札した旨を、落札者以外の者に対しては落札しなかった旨をそれぞれ連絡します。落札者がいないときは、入札が不調となったことを入札者全員に連絡します。

◎再度の入札

今回の入札は、予定価格(最低貸付価格)を事前に公表しておりますので、開札の結果、落札者がいない場合でも、再度の入札は行いません。

4 契約の締結

- ・ 落札者は、本県と「県有財産貸付契約書(案)」により、入札実施日から7日以内に県有地の貸付契約を締結しなければなりません。
- ・ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金としていただき、お返ししません。
- ・ 契約書(本県保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- ・ 契約締結時に契約保証金(売買金額の10/100以上に相当する額)の納付が必要となります。ただし、過去3年間に国・地方公共団体等と駐車場の運営または用地借受けに関する契約を2回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した者で、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、または、このほかに確実に契約が履行されるもので契約執行者が適当と認めるときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除します。

5 貸付料の納入

- ・ 契約締結後、本県が発行する納入通知書により指定期日までに、貸付代金を納付しなければなりません。なお、契約保証金は貸付代金に充当することができます。
- ・ 契約締結後、貸付代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、貸付契約を解除のうえ契約保証金は違約金としていただき、お返ししません。

提出先・問合せ先

滋賀県健康医療福祉部医療福祉連携室 吉満・中山
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
電 話 077-528-3596(直通)
FAX 077-528-4850
メールアドレス ea00@pref.shiga.lg.jp